

有効期間満了日 令和11年3月31日

熊広県第129号

令和5年3月9日

ハウスクリーニング委託費用支出要領の一部改正について（通達）

犯罪被害者が死亡に至るなどした事件において自宅が犯罪現場となった場合のハウスクリーニング委託費用については、「ハウスクリーニング委託費用支出要領の制定について（通達）」（令和3年3月5日付け熊広県第109号）に基づき運用しているところであるが、「性犯罪被害者に対する緊急避妊等に要する公費負担の実効的な運用について（通達）」（令和4年3月24日付け警察庁丁教厚発第275号）において、公費負担制度について全国的に同水準の支援がなされる必要があると通達されたことを受け、公費支出の適用除外事由について見直し、別添のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達をもって前記通達は廃止する。

## 別添

### ハウスクリーニング委託費用支出要領

#### 1 趣旨

この要領は、犯罪現場のハウスクリーニングの実施に伴い、専門業者への委託費用の公費による支出に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 2 公費支出対象事件

公費支出対象事件は、殺人（刑法第199条の罪）及び故意により致死の結果を生じた事件で、かつ、自宅が犯罪現場となった事件とする。ただし、これ以外の事件においても、警察署長が支出の必要性を認めた場合には、警察本部の事件を主管する課の長（以下「事件主管課長」という。）及び警察本部広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）と協議の上、公費支出対象事件の該当の有無を判断するものとする。

#### 3 公費支出の適用除外

公費支出対象事件のうち、犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）が次のいずれかに該当する場合は、公費による支出を行わないことができるものとする。

なお、広報県民課長は、支出の可否判断に際しては、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨に則ることとし、判断に迷う場合は、事前に警察署長等と協議し、支出の可否を判断するものとする。

##### (1) 公費による支出を希望しない場合

##### (2) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属している場合

##### (3) 犯罪行為を容認していた場合

##### (4) 犯罪被害者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係及び養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）がある場合。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

ア 親族関係が破綻していたと認められる事情があるとき

イ 18歳未満の者が支給対象者となるとき（加害者が財産上の利益を受けるおそれがあると認められるときを除く。）

ウ その他の事情により支出することが相当と認められる事情があるとき

##### (5) 前(1)から(4)のほか、支出することが社会通念上適切でないと認められる場合

#### 4 公費支出の範囲

公費支出の範囲は、公費支出対象事件に係る自宅の清掃作業（血痕、吐しゃ物、排泄物、異臭等の除去等）に必要な経費の実費額とし、犯罪行為によって破損した建具、家具等の交換、修復等に要する経費は含まないものとする。

#### 5 支出手続

##### (1) 警察署長は、公費支出対象事件に係る清掃作業の必要性を認めた場合、「ハウスクリーニング委託申請書」（別記様式）により、広報県民課長を経由して申請を行うものとする。

- (2) 広報県民課長は、前(1)の申請を受けた場合、事件主管課長及び警察本部鑑識課長とハウスクリーニングの必要性について協議の上、委託を決定するものとする。
- (3) ハウスクリーニング委託に伴う支出事務は、警察本部広報県民課において行うものとする。

## 6 留意事項

これまででも本要領に定める公費支出対象事件を始め、各種犯罪現場では、警察官が被害者等の心情を踏まえ現状回復作業を徹底した上で引渡しを行つてきただところであり、今後もこれら警察としての基本的な対応は何ら変わるものではない。

※ 別記様式（略）